

25消安第4266号  
平成25年12月5日

各都道府県知事  
各地方農政局長  
独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター 理事長  
関係団体

宛

農林水産省消費・安全局長

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正について

牛由来の原料を原料とする肉骨粉等については、牛海綿状脳症（BSE）の発生に伴い、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号生産局長・水産庁長官通知）により、飼料及び肥料に係る肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止措置を要請しているところです。

今般、飼料規制の徹底により現在はBSEの発生リスクが大きく低減していることを踏まえ、牛由来の肉骨粉について、肥料利用の解禁を行うこととし、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第71号）及び平成25年12月5日農林水産省告示第2942号（肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための当該摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用その他必要な措置を行う方法を定める件）等を本年12月5日に公布し、平成26年1月4日に施行することとしました。

このうち、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）4の（1）の表肉骨粉の項に規定する農林水産大臣の確認に関する基準等について、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）を別紙のとおり一部を改正して定めることにしたので、関係機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知は平成26年1月4日から施行する。ただし、平成25年12月5日農林水産省告示第2939号（肥料取締法の規定に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）附則第2項の規定により同告示の施行前に行われる大臣確認にあつては、この通知の発出の日から施行する。